
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 10 号
令 和 2 年 3 月 26 日
公 表 済

那覇市監査委員	久 場 健 護
同	宮 里 善 博
同	宮 城 哲
同	古 堅 茂 治

令和元年度定期監査（工事監査）の結果に基づき講じた措置について
（公表）

令和元年度定期監査（工事監査）の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長及び那覇市上下水道事業管理者から通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年度定期監査（工事監査）の結果に基づき講じた措置

○ 平成 30 年度小禄金城地内配水幹線布設替工事（その 1）

5 書類調査について

（2）設計について

ア 設計業務関係

（7）指摘事項等

（注意事項）

充填材料については、性能や施工方法についての比較検討は行われているが、経済的な比較が行われていない。規模を想定した中で行えば、経済性を含む総合的評価が的確なものとなるので、経済的な比較も検討されたい。

□ 上記事項に関する措置

当該の選定の検討資料について、機械、工法、材料（配合）の3項目についてそれぞれ検討しており、工法、材料については経済比較を行っていたが、機械については施工規模より判定しておりました。今後は、的確で明瞭な資料となるようすべての項目について比較検討資料を作成いたします。

ウ 特記仕様書

(7) 指摘事項等

（要望事項）

- a 特記仕様書 1.適用には、準拠すべき他の機関が発行している仕様書や規定を示しているが、設計図書における優先順位が示されていない。特記仕様書に記載すべき重要な要素であり、検討されたい。

□ 上記事項に関する措置

特記仕様書については、関係部署と内容の確認を行います。

- b 特記仕様書 16.業務計画書の記述については、設計よりも工事に関する記述であり、検討されたい。

□ 上記事項に関する措置

業務計画書の記述について、以後の発注より訂正します。

エ 業務計画書

(7) 指摘事項等

（要望事項）

業務概要において、「管路設計」と記載すべきところを「管路計画」となっていること、業務組織計画において、技術士補に係る部門の記載がないこと、照査の時期が設計業務フロー等に表示されていないことなど、記載内容について、誤字や用語の選択等が不適切な箇所が散見された。直接設計業務に関わるものではないが、業務計画書を受け取る際、適正な用語となるよう指導されたい。

□ 上記事項に関する措置

業務計画書を受け取る際、適正な用語となるよう指導します。

(3) 積算について

ア 指摘事項等

（要望事項）

検算の結果誤りを発見した際は都度修正している。検算において発見したミスについては修正が終われば、用済みとしているとのこ

とであったので、一定期間それらの結果を収集し、分類や整理を行うことで、再発防止の情報として活用することが可能である。そのことが業務改善に繋がり効率化が図られることになるので、検討されたい。

☐ 上記事項に関する措置

集積と再発防止の情報活用について検討します。

(5) 施工について

イ 施工計画書

(7) 指摘事項等

(要望事項)

承諾の定義として、「契約図書で明示した事項で、請負者が監督職員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督職員が書面により同意することをいう。」とされている。したがって、施工計画書については、「受理」として処理することを検討されたい。

☐ 上記事項に関する措置

施工計画書の様式については、関係部署と内容の確認を行います。

エ 施工計画書の個別記載内容確認

(1) 計画工程表

a 指摘事項等

(要望事項)

(a) 契約時に提出された工程表がそのまま付けられており、施工計画書には、契約時よりも詳細に検討された工程表が必要と考えられるので、契約後の第1回目の協議において、精査した工程表の提出を指導されたい。

☐ 上記事項に関する措置

詳細な工程表を添付するよう指導します。

(b) 施工計画書に、工程遅延に対するフォローアップを十分に記載されたい。

☐ 上記事項に関する措置

工程遅延に対するフォローアップを記載するよう指導します。

(ウ) 現場組織表

a 指摘事項等

(注意事項)

- (a) 受注者から提出されている作業員名簿には、住所、電話番号及び家族連絡先など明らかに個人情報が含まれており、個人情報保護法等の規制を受けるものとなる。このような情報は、発注者として保有する必要性はないものと考えられるので、工事に携わった従業者の指名のみを把握し、そのリストに必要な情報を確認した項目については、監督員により確認した事実だけを残されたい。

☐ 上記事項に関する措置

個人情報の記載は、法令に遵守するよう指導します。

- (b) 現場組織表では管理体制のみ記載されている。作業体制が明確とされていない。受注者と下請負者との業務分担が不明である。別途、施工体制台帳や下請負申請書等を見ればわかるものではあるが、管理体制と作業体制を合わせての提出を求められたい。

☐ 上記事項に関する措置

受注者と下請負者との業務分担が明確となるように、施工計画書の中に現場組織表と施工体系図を添付するよう指導します。

(エ) 指定機械及び主要機械

a 指摘事項等

(要望事項)

多くの機械を使用しないので、項目名を「指定機械及び主要機械」とし、備考欄を設け、指定機械についてはその内容を記載することで整理されたい。

☐ 上記事項に関する措置

分かりやすい記載をするよう指導します。

(オ) 施工方法

a 指摘事項等

(注意事項)

モルタル充填工については、充填工部分についての要領書であれば、まだ理解できるが、施工管理や品質管理等は受注者自身が管理すべきものであり、また監理技術者が指導すべき、施工方法以外の内容までも個別の要領書に独立して作成されているのは適切とは言えない。取りまとめ方法を指導されたい。

□ 上記事項に関する措置

モルタル充填工についての施工計画書を個別ではなく、本施工計画書に取りまとめるよう指導します。

(カ) 施工管理計画

a 指摘事項等

(要望事項)

施工管理計画は、記載の4項目のほか、段階確認・検査が含まれるものであるが、記載されていない。

これについては、発注者自身が意識し、着手にあたって受注者に意向を伝え、更に受注者側としての考えを合わせて内容及び時期等について双方で認識し合うことが重要である。

施工管理計画については、段階確認・検査の項目を記載させるよう指導されたい。

□ 上記事項に関する措置

段階確認・検査について記載するよう指導します。

b 工程管理

(a) 指摘事項等

(要望事項)

工程管理が、具体性に欠ける記載内容となっている。具体的な記載となるよう指導されたい。

□ 上記事項に関する措置

具体的な記載となるよう指導します。

c 出来形管理及び品質管理

(a) 指摘事項等

(注意事項)

那覇市上下水道局工事標準仕様書には「接合作業は、その都度必要事項をチェックシートに記入しながら行う」とされているが、出来形管理及び品質管理表に配管の接合に関するチェックシートが明記されていない。

当該仕様書を遵守するよう指導されたい。

□ 上記事項に関する措置

配管接合のチェックシートは施工前確認事項にて、局から様を指定し作表について指導しておりますが、施工計画書の品質管理の中でも添付するよう指導します。

(ク) 緊急時の体制及び対応

a 指摘事項等

(要望事項)

主として工事災害についての記述になっており、地震やゲリラ豪雨などの自然災害についての記載がない。

緊急時の定義を明確にするとともに、緊急事態の発生に際して、作業員の安全と工事目的物の保全に必要な資材の準備や体制等についての記述を求められたい。

☐ 上記事項に関する措置

地震とゲリラ豪雨時の体制について記載するよう指導します。

(ケ) 交通管理

a 指摘事項等

(要望事項)

管理の記述が、「ないようにし」、「教育し」、「周知する」、「注意を促す」など曖昧な表現になっている。

特に過積載については、具体的な管理方法を明確に記載するよう指導されたい。

☐ 上記事項に関する措置

曖昧な表現は訂正し、過積載については具体的に明記するよう指導します。

(コ) 環境対策

a 指摘事項等

(要望事項)

想定される騒音振動、粉塵などについての記載がある。監督員は、現場立会時に状況を確認し、適切な管理となっているかどうかについて確認されたい。

☐ 上記事項に関する措置

騒音振動、粉塵について、チェックリストにより適切に管理します。

6 現場調査について

(1) 現地の状況

ア 現場標識

(7) 指摘事項等

(注意事項)

内容を確認すると、責任技術者の資格表記が、主任・監理・管理などが使用され、同じ表記とはなっていなかった。工事の開始とともに設置されているものであり、また、別途、施工計画書として着

手前に提出され承諾しているものでもあるので、不整合である状況をいち早く発見し、その修正を指導すべきである。

- 上記事項に関する措置
適正な表記となるよう指導します。

○ 那覇市新文化芸術発信拠点施設建設工事（建築）

5 書類調査について

(1) 事業目的、計画について

ウ 設計業務について

a 指摘事項等

（要望事項）

基本設計から実施設計の変更事項は、意匠が曲面状の金属系屋根から直線形のコンクリート系屋根への変更、構造が場所打ちコンクリート杭からラップルコンクリート杭への変更である。変更経緯の議事録が確認できなかった。変更事項は、変更経緯を議事録に残すことが望ましい。

- 上記事項に関する措置
変更経緯については、変更の際に行った検討を資料として整理いたします。

(3) 積算について

イ 工事の積算

a 指摘事項等

（要望事項）

業者徴取見積書の採用単価査定率は、各業者からのヒアリング調査によって決定している。見積徴取頻度の高い工種については、データを集積し参考資料とすることを検討されたい。

- 上記事項に関する措置
今後、データを参考資料として活用できるように努めます。

(4) 入札及び契約について

カ 設計業務及び監理業務の書類等について

(7) 指摘事項等

（要望事項）

- a 基本設計業務の重要事項説明書が提出されているが返却について確認できなかったので、確認されたい。

- 上記事項に関する措置
重要事項説明書は2部作成し1部を返却、1部を保管しており

ます。

- b 監理業務の重要事項説明書の提出が確認できなかった。提出の要不要を確認されたい。

☐ 上記事項に関する措置

重要事項説明書は監理業務でも必要な書類であり、2部作成し、1部を返却、1部を保管しております。

- c 設計業務管理技術者等は、届けられている。積算担当者の記載が確認できなかった。積算業務が含まれているので記載することが望まれる。

☐ 上記事項に関する措置

今後、管理技術者等通知書において、積算担当者を記載するようにいたします。

(5) 施工管理について

ア 監理・監督業務について

(ア) 施工計画書について

a 指摘事項等

(要望事項)

総合施工計画書及び工種別施工計画書の記載内容は、特に決められていない。目次等による必要な記載項目（概要、品質計画等）の整理が施工計画書の平準化になると思われるので検討されたい。

☐ 上記事項に関する措置

総合施工計画書及び工種別施工計画書において、今後、施工計画書の平準化となるよう、必要な記載項目等を整理します。

(イ) 施工図について

a 指摘事項等

(注意事項)

- (a) 施工図は、工事請負者が作成提出後、監理者が確認、監督員への報告をもって承諾に代えている。公共建築工事標準仕様書（建築工事編）では、施工図は監督員の承諾を受けることとなっているので、監督員押印をする時は、受領又は承諾の明確化を工夫されたい。

☐ 上記事項に関する措置

今後、受領、承諾を明確化いたします。

(要望事項)

(a) 建築、設備各工事が作成した総合図の最新版の管理について、分かりにくかった。管理方法を検討されたい。

□ 上記事項に関する措置

各工事で更新した日付を記入し、最新版の管理を行うようにいたします。

(b) 監理業務で担当技術者が施工図のチェックをしているが、管理技術者の係わりと管理技術者の業務内容を確認されたい。

□ 上記事項に関する措置

管理技術者等の役割分担と業務内容を体制表の中で明確にいたします。

(c) 建築、設備各工事が作成した総合図の合意が確認出来なかった。合意を確認されたい。

□ 上記事項に関する措置

総合図の合意確認については、総合図の最新版に各工事受注者のチェックを入れる確認欄を作成し、確認できるようにいたします。

(ウ) 工程管理について

a 指摘事項等

(要望事項)

(a) 毎週 1 回の週間工程会議、月 1 回の総合工程会議にて確認している。全体工程表に分離発注設備工事、施工計画書、施工図の提出、承諾日の記載が特になかった。施工計画書、施工図の提出、承諾日、節目行事の記載により密な工程管理ができられるので、分離発注工事を含めた合意の全体工程表の作成を検討されたい。

□ 上記事項に関する措置

ご指摘内容を加味した全体工程表を作成する様、受注者に指示しました。

(エ) 環境、官公庁提出届、維持管理、元請、下請業者等の書類について

h 指摘事項等

(要望事項)

(a) 環境物品等の調達方針採用品（グリーン購買品）の採用について確認できなかった。採用の可否を検討されたい。

□ 上記事項に関する措置

今後の発注については、環境物品等の調達方針採用品に関する記載を現場説明書等への記載を検討いたします。

(b) 建設リサイクル法の届出、通知済みとのことである。再資源利用計画書等は整理しているとのことであるが確認できなかった。確認できるよう整理されたい。

□ 上記事項に関する措置

受注者と調整し整理いたします。

イ 品質管理について

(イ) 検査、試験報告書について

c 指摘事項等

(要望事項)

技能士は、下請け通知書に添付の作業員名簿へ有資格者を記載とのことであるが、当日作業の確認ができるように工夫されたい。

□ 上記事項に関する措置

技能士の当日作業の確認が行える様な対応を受注者に指示しました。

ウ 監督員について

(イ) 工事打合せ（議事録、指示協議事項等）について

c 指摘事項等

(要望事項)

着工時に設計図書内容（不整合等）について、説明、検討会の実施状況の確認ができなかった。設計図書照査の協議、検討会の開催が望まれる。

□ 上記事項に関する措置

受注者及び監理と設計図書照査及び協議の方法について検討いたします。

エ 労働安全衛生管理について

(イ) 措置を講ずべき者の指名について

a 指摘事項等

(是正事項)

当該建設工事は、建築工事、電気設備工事、空調設備工事、衛生設備工事等が分割発注されている。このような場合、労働安全衛生法第30条第2項は、工事の発注者は、請負人で当該事業を自ら行う事業者であるもののうちから、同条第1項に規定する措

置を講ずべき者として一人を指名しなければならない旨規定しているが、当該建設工事において、当該措置を講ずべき者を指名していることが確認できなかった。

早急に法令を遵守し、指名されたい。

☐ 上記事項に関する措置

ご指摘を受け、労働安全衛生法第 30 条第 1 項に規定する措置を講ずべき者として建築工事受注者を指名いたしました。

オ 工種別施工について

(オ) コンクリート工事

e 指摘事項等

(要望事項)

打設記録は、平面図等を活用し製造工場別のトレーサビリティ(追跡可能性)の確認ができるよう工夫されたい。

☐ 上記事項に関する措置

各製造工場が確認できるよう平面図等を作成いたします。

6 現場調査について

(5) 安全・衛生

(7) 指摘事項等

(注意事項)

a 安全について、乗入構台の最大積載荷重を標示されたい。

☐ 上記事項に関する措置

最大積載荷重の標示を設置いたしました。

(要望事項)

a 品質について、寸法毎に色分けされた鉄筋スパーサーの使用と現場での掲示で配筋の管理が容易と思われる。検討されたい。

☐ 上記事項に関する措置

寸法毎に色分けされた鉄筋スパーサーの使用について、受注者と協議を行い採用することといたしました。

b 転落・墜落及び飛来落下防止のため外部足場の点検、脚立作業の適正化、消火器の設置場所の周知など災害の防止のため関係者へ遵守事項の周知を図られたい。

☐ 上記事項に関する措置

災害防止の遵守事項を関係者へ周知するよう、受注者へ指示いたしました。

○ (仮称) ともかぜ振興会館建設工事 (建築)

5 書類調査について

(3) 積算について

イ 工事の積算

(ウ) 指摘事項等

(要望事項)

業者徴取見積書の採用単価査定率について、掛け率は採用していない。市の設定査定率は、ないとのことであるが、見積徴取頻度の高い工種についてデータを集積し参考資料とすることを検討されたい。

□ 上記事項に関する措置

過去のデータを、参考資料として活用するよう努めます。

(4) 入札及び契約について

カ 設計業務及び監理業務の書類等について

(7) 指摘事項等

(注意事項)

実施設計業務及び工事監理業務受託の重要事項説明書が提出されているが、説明を受けた担当者の氏名が「まちなみ共創部建築工事課」となっている。氏名を明記されたい。

□ 上記事項に関する措置

説明を受けた担当者の氏名を記入しました。

(要望事項)

実施設計業務管理技術者等は、届けられている。積算担当者の記載が確認できなかった。積算業務が含まれているので記載することが望まれる。

□ 上記事項に関する措置

今後、管理技術者等通知書に積算担当者を記載するよう指導します。

(5) 施工管理について

ア 監理・監督業務について

(7) 施工計画書について

a 指摘事項等

(要望事項)

(a) 総合施工計画書の記載内容は、必要項目について協議し記載を考慮されたい。(提出の必要な工種別施工計画書、施工図など)

□ 上記事項に関する措置

総合施工計画書については、今後、提出の必要な項目等を整理するよう努めます。

(b) 工種別施工計画書の記載内容は、品質計画等の必要事項を確認されたい。

□ 上記事項に関する措置

工種別施工計画書については、今後、品質計画等に必要な事項を確認し、記載するよう努めます。

(イ) 総合図について

a 指摘事項等

(注意事項)

総合図は、工事請負者が作成提出後、監理者が確認・押印後、監督員及び主任監督員が確認後、承諾しているが、最新版の管理について、分かりにくかった。管理方法を検討されたい。

□ 上記事項に関する措置

総合図は各工事で更新した日付け等を記入して、管理するようにします。

(エ) 環境、官公庁提出届、維持管理、元請、下請業者等の書類について

h 指摘事項等

(要望事項)

環境物品等の調達方針採用品（グリーン購入品）の採用について確認できなかった。採用の可否を検討されたい。

□ 上記事項に関する措置

今後の事業において、グリーン購入品を優先的に使用するように現場説明書等への記載を検討します。

ウ 監督員について

(イ) 工事打合せ（議事録、指示協議事項等）について

c 指摘事項等

(要望事項)

着工時に設計図書内容（不整合等）について、説明、検討会の実施状況の確認ができなかった。設計図書照査の協議及び検討会の開催が望まれる。

□ 上記事項に関する措置

今後の事業において、着手時に設計図書照査の協議等の開催を検討します。

エ 労働安全衛生管理について

(ア) 安全衛生状況について

d 指摘事項等

(要望事項)

下請け業者を含めた作業間の連絡調整等について行うよう指導されたい。

□ 上記事項に関する措置

下請け業者の作業間の連絡調整事項等について、作業日に随時行われる職長会議の議事録等に記載するよう指導しました。

(イ) 措置を講ずべき者の指名について

a 指摘事項等

(是正事項)

当該建設工事は、建築工事、電気設備工事、空調設備工事、衛生設備工事等が分割発注されている。労働安全衛生法第30条第2項の指名を建築工事課長名で行っているが、同項の規定によれば、当該指名は、発注者である那覇市長が行わなければならないとされており、早急に法令を遵守し、改められたい。

□ 上記事項に関する措置

市長名で指名を行いました。

オ 工種別施工について

(エ) コンクリート工事

e 指摘事項等

(要望事項)

コンクリート打設記録は、コンクリート打設結果報告書が整理されている。打設記録は、平面図等を活用し製造工場別のトレーサビリティ（追跡可能性）の確認ができるよう工夫されたい。

□ 上記事項に関する措置

コンクリート打設記録を製造工場が分かるように作成しました。

6 現場調査について

(5) 安全・衛生

(7) 指摘事項等

(注意事項)

- a 安全について、作業構台の最大積載荷重を標示されたい。

☐ 上記事項に関する措置

最大積載荷重について、足場に標示しました。

(要望事項)

- a 品質について、屋上防水部の水溜まりについて、マーキングの上、勾配等を確認されたい。

☐ 上記事項に関する措置

屋上防水部の水溜まりについて、勾配等を補修しました。

- b 転落・墜落及び飛来落下防止のため外部足場の点検、脚立作業の適正化、消火器の設置場所の周知など災害の防止のため関係者へ遵守事項の周知を図られたい。

☐ 上記事項に関する措置

受注者へ災害防止の遵守事項を関係者に周知するよう、指示しました。